

## 山形県における高付加価値なインバウンド観光地づくりに係る ガイド人材の実態把握・育成・連携強化事業調査事業 業務委託基本仕様書

### 1 事業名

山形県における高付加価値なインバウンド観光地づくりに係るガイド人材の実態把握・育成・連携事業調査事業（以下「本事業」という。）

### 2 事業目的

本事業は、やまがたインバウンド協議会（以下「インバ協」という。）が、山形エリアにおける観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」（以下「高付加価値事業」という。）を推進するため、山形県内のガイド人材等の受入れ人材の実態を把握し、交流セミナーや研修会等を通じて、県内におけるガイド人材の連携強化およびスキルの向上を促進しながら、今後の高付加価値旅行者（※）受入れ体制の構築に向け、その基盤となる実施計画書を作成することを目的とする。

（※）訪日旅行1回当たりの着地消費額 100 万円以上/人のラグジュアリー層とし、主に欧米市場を想定している。

### 3 事業実施期間

契約締結日から令和8年2月20日（金）まで

### 4 事業上限金額

8,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

### 5 業務委託の内容

受注者は発注者が令和6年度に策定した「マスタープラン」を把握した上で、全ての業務を行うこと。

#### （1）ガイド等受入れ人材実態調査

県内におけるガイド等の受入れ人材の実態を把握するため、観光ガイド等に係る関係団体および人材について調査を行うこと。なお、調査項目としては、以下を必ず含むこととし、高付加価値旅行者の受け入れに向け、より効果が高まるような調査方法、調査項目を提案すること。

【調査項目】団体の概要（法人名、所在地、代表者、設立年、所属人数等）、人数構成、料金設定、シフト体制、保有資格・認定等、対応可能言語等

#### （2）ガイド人材交流のための現地研修

県内のガイド等の受入れ人材間の広域的な連携体制を構築するため、高付加価値旅行者の受け入れに実績を有する観光ガイド等を講師とする現地研修を開催すること。現地研修については1泊2日程度とし、より効果が高まるようなテーマ・開催方法を提案すること。現地研修においては、ガイド間の意見交換や情報共有の機会を設けること。

現地研修終了後には、参加者を対象としたアンケート調査を実施すること。アンケート内容については、5（4）実施計画書の作成に資するものとし、アンケート結果について集計及び分析を実施すること。

#### （3）プロガイド育成研修

県内のガイド等の受入れ人材のガイドスキルを向上させるため、研修を実施すること。研修は全4回程度とし、テーマとして、ガイドにおけるスクリプト作成及び

翻訳に関する内容を含むこと。そのほか、より効果が高まるようなテーマ・開催方法を提案すること。

各研修終了後には、参加者を対象としたアンケート調査を実施すること。アンケート内容については、5（4）実施計画書の作成に資するものとし、アンケート結果について集計及び分析を実施すること。

#### （4）高付加価値旅行者のガイド等の体制構築に向けた実施計画書の作成

（1）～（3）の実施結果や発注者が設置するワーキンググループでの議論も踏まえ、高付加価値旅行者のガイド等の体制構築に向けた実施計画を作成すること。なお、計画には以下の項目を必ず含めること。

- ①現状分析と課題
- ②目指すべき方向性
- ③②に向けた必要な取組み
- ④山形県と類似した地域の先行事例
- ⑤体制構築に向けた提言

#### （5）工程管理

本業務全体（1）～（4）の工程管理を発注者と協働で行うこと。これに伴い、月1～2回程度の定例打合せを実施し、企画の詳細および進捗状況の報告、課題の整理・対応を行うこと。

## 6 成果品の提出

本業務における成果物は以下のとおりとし、紙媒体及び電子データにて提出すること。

- （1）業務完了報告書
- （2）ガイド等受入れ人材実態調査に係る調査結果報告書
- （3）ガイド人材交流セミナーに係る実施報告書（アンケート集計及び分析結果含む）
- （4）プロガイド育成研修に係る実施報告書（アンケート集計及び分析結果含む）
- （5）実施計画書
- （6）経費精算書（証憑含む）

なお、各成果品の提出期限については下記のとおりとする。

- ・令和8年1月16日（金）：（2）～（5）
- ・令和8年2月20日（金）：（1）及び（6）

## 7 その他

- （1）本業務の内容の決定及び遂行にあたり、受注者は発注者と十分に協議・調整を行うこと。
- （2）本仕様書に定めのない事項で事業実施にあたり必要とされる業務が発生した場合及び本仕様書に定める内容に疑義が生じた場合は、発注者、受注者で協議の上、対応方法を決定する。
- （3）社会情勢等の影響により実施が困難な内容が生じた場合、発注者、受注者で協議の上、対応方法を決定すること。
- （4）本業務の再委託については、その業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記のうえ、事前に書面にて報告し、あらかじめ発注者の承諾を得た場合に限り、当該業務の一部について行うことができる。再委託先は次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。
  - ・受注者が業務の作業につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。

- ・再委託先者が山形県の入札参加業者適格者名簿における指名停止期間中でないこと。
- (5) 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、個人情報への不正アクセス防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (6) 受注者（再委託をした場合の受託者を含む）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、山形県個人情報保護条例（平成12年10月13日山形県条例第62号）を遵守しなければならない。
- (7) 本事業に係る経理は、他の事業と区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと。
- (8) この委託業務の成果品に係る著作権は、観光庁に帰属するものとする。また、受注者は、観光庁、発注者又は発注者が指定する第三者に対し、当該著作権に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条に定められる権利）を行使しないものとする。
- (9) 上記に関わる明示がない事項であっても社会通念上当然と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。